

■【トピックス】
終わりに向けて！



2007年に発行を開始したこのニュースレターですが、200号をもって終わりにしたいと思えます。この間、情報発信の媒体は大きくデジタル化に進みました。紙によるニュースレターの役割も終わります。

紙媒体が次々になくなっていく寂しさもありますが、時代の流れですね。残り少ない発行になりますが最後まで皆様にとって有益な情報をお届けできるように努力しますので、最後までお付き合いください。

■【今月のキーワード】
割増賃金

法定労働時間を超えて労働させたとき、法定休日に労働させたとき、深夜時間(午後10時から午前5時)に労働させたとき、の3場面では労働基準法上割増賃金を支払う必要があります。法定労働時間を超えて労働させたときには、25%以上の割増率で割増賃金を支払う必要があります。また、法定労働時間を超えて労働させた時間が1ヶ月で60時間を超えた場合には、超えた分については50%以上の割増率の割増賃金を支払う必要があります。4月1日から中小企業も猶予されなくなりました。

■【ビジネス・アイ】
割増賃金率引き上げ

- 社長 「近ごろはマスクをしていない人も増えたね」
花野 「そうですね。地下鉄の中でもマスクをしていない人が増えましたね」
社長 「ところで、4月から60時間を超える残業の割増賃金が高くなったね」
花野 「そうですね。いよいよ中小企業にも適用ですね」
社長 「これの影響を受ける中小企業もあるよね」
花野 「コロナが下火になってから人手不足に拍車がかかっているの、業種によっては残業が増えているところもありますね。残業に頼っている業界は、影響が大きいですね」
社長 「幸いうちの会社は、今のところほとんど残業なしで行けているけど、本格的に受注が回復してきたら残業で対応しないと間に合わないね」
花野 「そうすると残業の時間管理が重要になりますね」
社長 「月間60時間を超えると50%増したからね」
花野 「そうなんです。25%と50%では影響が違いますからね。60時間を超えないようにキチンと管理する仕組みを構築する必要がありますね」
社長 「そうだよね。とりあえずは、その部分の就業規則を改定して、労働基準監督署に届出を出したところだよ。それと36協定もね」
花野 「まずは、ルールの改定からですね」
社長 「給与計算を委託している社会保険労務士の先生と相談しながら進めるよ」

■【今月の1冊】
『キーエンス解剖』

西岡杏 著
日経BP ¥1600

従業員の給与が高いことで有名なキーエンスですが、なぜ高い給与を支払うことができるのか分析しています。

キーエンスで行われていることに特別なことはありません。ただし、当たり前のことを徹底的にやりきる仕組みの凄みがそこにはあります。ここまでやれば自ずと業績もついてくるのだと思わせてくれる1冊です。



■【編集後記】

コロナ禍になる前からいろいろなものを整理してきました。それまで参加していた様々な交流会などもやめてきました。還暦を来年に控え、人生について様々考える中、新しいご縁を求めるのでなく、これまでのご縁をより大切にしていこうと思っています。

『経営のセカンド・オピニオン』 vol.194 毎月1日発行)

- 定価：2,400円/年 ●発行日：2023.5.1 ●発行人：花野康成
- 編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア
- 〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F
- TEL:052-205-6361 FAX:052-204-8808